

第3章 取り組みの内容

1. 基本方針1 《区民・事業者・区の協働による3R+Sを推進します》

本区は日本を代表する名所旧跡を有し、訪日旅行者など来街者の多いまちです。その特長を生かした協働体制づくりを進め、3Rの推進と「持続可能な廃棄物管理」(S)を目指します。

施策	
(1) パートナーシップの構築	 
(2) 環境学習の推進	
(3) 情報の共有化	 
(4) 費用負担の公平性の確保	
(5) 優良事業者の育成	  

(1) パートナーシップの構築

区民・事業者・区の三者が、それぞれ自らが取り組むべきことを共に考え、取り組む仕組み（パートナーシップ）の形成を推進し、台東区らしい循環型社会を目指します。

また、訪日旅行者など多くの来街者に対しても、自らが排出者として共に取り組んでいくためのパートナーシップづくりを目指します。

取り組みの内容

■ ごみ・資源の「見える化」の推進

区民や事業者に対してごみ処理やリサイクル事業の状況や経費など、その効果を分析・数値化し情報の可視化を進め、区公式ホームページや広報紙により情報発信を行います。ごみの発生抑制や再使用の推奨については、重点的に行います。

- 区公式ホームページ等でのごみ量、リサイクル実績の公表

■ 区民と事業者の参画・連携の推進

区民・事業者・区の参画と連携の場を設定し、ごみ・資源の課題を共有し、有識者の知見を取り入れながら、解決に向けて取り組みます。

- 台東区廃棄物減量等推進審議会*の開催
- 台東区清掃リサイクル推進協議会の開催
- 集団回収実践団体に対する表彰
- 大江戸清掃隊の活動支援
- リサイクル団体の自主的な区民活動への支援

■ イベント、キャンペーン等を通じた参画・連携の促進

「環境（エコ）フェスタ」等のイベントやキャンペーンを通じた、区民参加型の環境学習は重要です。展示やクイズなど工夫を凝らし、リサイクルやごみの課題を身近な問題として考える機会を創出します。

- 環境（エコ）フェスタの開催
- 環境ふれあい館まつりの開催

(2) 環境学習の推進

幅広い世代を対象として、ごみ減量や適正な分別排出、さらには気候変動とのつながりを学ぶ機会や体験する場を充実し、人、社会、地球環境に配慮した消費行動「エシカル消費*」等の普及啓発を図ります。

そのため、環境ふれあい館ひまわり「リサイクル活動室」を拠点とした活動や、児童・生徒、区民を対象とした出前講座、普及啓発冊子の作成・配布等を行います。

環境ふれあい館ひまわり
イメージキャラクター
まわるん



取り組みの内容

■ 児童・生徒を対象とした環境教育の推進

将来を担う子供たちが環境に興味を持ち、ごみや資源の課題に対して自ら考える機会を創出することにより、循環型社会で活躍する人材を育成します。

児童・生徒を対象とした普及啓発冊子の作成・配布やリサイクル体験の場の充実を図ります。

- 小学生向け普及啓発冊子「環境を学ぼう」の配布
- 教育回収の実施

■ 各種講座の実施

小学校や幼稚園・保育園、町会や商店街など、希望する団体のもとへ訪問する出前講座や、清掃車の内部が見えるスケルトン車を活用した楽しく理解を深める講座を実施します。

環境ふれあい館ひまわり「リサイクル活動室」において、不用品の再利用を体験する再利用講座を実施します。

- ごみ減量・リサイクル出前講座の実施
- 再利用講座の実施



【再利用講座（手ぬぐいを利用したバッグ）】

(3) 情報の共有化

ごみや資源の正しい分別・排出の方法、区民や事業者がごみの発生を抑えるための工夫、区内における様々な取り組みなど、広く情報を発信し共有を図ります。

また、外国人居住者や訪日旅行客等に向けた多言語等による情報発信も進めます。

取り組みの内容

- **ごみ・資源の分別・排出や日常の3Rの行動に関する情報発信**
ごみや資源の正しい分別・排出の方法、3Rの取り組み等の情報を発信します。
外国人居住者等へは「やさしい日本語」を用いるなど、わかりやすい情報発信に努めます。
 - 区民向け冊子「ごみと資源の分け方・出し方」（日本語版、多言語版）の配布
 - ごみ出しカレンダーの全戸配布
 - 環境案内人（エコガイド）の発行
- **ICTを活用したごみの出し方等の周知【新規】**
スマートフォンのアプリなどICTを活用し、ごみの出し方等の各種問い合わせに対応するなど、新たな情報発信に努めます。
- **イベント時のごみ減量の取り組みの促進【新規】**
区民や事業者が開催するイベント時のごみ減量マニュアルを作成するとともに、リユース食器や分別用のごみ箱等の貸し出しなどを行います。

(4) 費用負担の公平性の確保

家庭ごみの有料化は、ごみの発生抑制や資源の分別の徹底、費用負担の公平性の確保に効果があります。23区においては、共同処理を行っていることや区境を越えた不法投棄のおそれがあることから、他区との連携を図りながら検討を進めていく必要があります。

本区においても、ごみ減量・資源化の取り組みを一層進めることを前提に、将来的な家庭ごみの有料化などについて引き続き検討していきます。

取り組みの内容

- **家庭ごみ有料化の検討**
家庭ごみの有料化導入の必要性、導入条件等について検討していきます。

(5) 優良事業者の育成

顧客からの不用品や容器包装の回収、食品ロスの削減、事業活動やイベント開催に伴うごみの発生抑制など、3R+Sの推進に貢献する事業者の育成を図ります。

取り組みの内容	
<p>■ リサイクル協力店制度の見直し 【重点】</p> <p>使い捨てプラスチック容器包装等の削減やマイボトル・マイバッグ運動への協力など、幅広い視点から販売店や飲食店と連携・協力して消費者の意識・消費行動の変革を促すため、リサイクル協力店制度を見直します。</p>	
<p>■ イベント時のごみ減量の取り組みの促進 【新規】</p> <p>区民や事業者が開催するイベント時のごみ減量マニュアルを作成するとともに、リユース食器や分別用のごみ箱等の貸し出しなどを行います。</p>	
<p>■ 事業用大規模建築物所有者等への顕彰</p> <p>ごみの減量について、優良な取り組みを行っている事業者を表彰し、事業者のごみ減量に対する意識の向上を図ります。ごみ減量に功績のあった事業者の取り組みは、他の事業者の参考になるよう、区公式ホームページ等で優良な事例として情報発信をします。</p>	
<p>■ 一般廃棄物処理業者の許可及び指導</p> <p>一般廃棄物処理業の許可事務を行うとともに、必要に応じて立入検査を実施し指導・助言等を行います。</p>	



【区民向け冊子 ごみと資源の分け方・出し方】

2. 基本方針2 《ごみ減量と資源の有効利用を推進します》

食品ロスをはじめとする廃棄物の発生抑制、資源化可能なプラスチック類のリサイクルの検討など、ごみの減量と資源の有効利用を推進します。

ICTの活用により、日々蓄積されていく情報や、地域の福祉のニーズと民間事業者等の社会システム開発や研究と結びつけ、廃棄物処理システムの機能向上と効率化を図ります。



(1) 食品ロス対策の推進 **【重点】**

製造から販売、消費の各段階で発生する食品ロスの削減に向けて、区民・事業者・行政など関係者が「食べものを無駄にしない」意識のもと、それぞれ主体的に取り組み、協力し合うことにより、社会全体の国民運動につなげていくことが重要です。

本計画では、「食品ロス削減推進計画」を次の第4章に取りまとめることとし、区民・事業者・区さらに来街者とのパートナーシップのもと、食品ロスの削減を進めます。

(2) 発生抑制行動の促進

区民・事業者自らによるごみの発生抑制行動を促進するため、区民に対する情報発信や普及啓発、事業者の取り組みのPR等を行います。

取り組みの内容

- 「環境ふれあい館ひまわり」を拠点とした区民の発生抑制の取り組みへの支援

フリーマーケットへの支援による再使用（リユース）の推進や、リサイクル活動室における自主的な区民活動の支援などを実施します。

イベント等に合わせ、家庭でどのくらいのごみが出ているかを自分で量って調べるキャンペーンを実施し、ごみの発生抑制行動を身近に体験できる機会を創出します。

 - フリーマーケットへの支援
 - リユース食器の貸し出し
 - 再利用講座の実施
 - 「量ってみよう」キャンペーンの実施 **【新規】**
- 事業者の発生抑制等の取り組みへの支援

スーパーマーケット等で実施しているびん・缶・発泡トレイなどの店頭回収について、回収場所や品目を区民に周知するなど、事業者の自主的な回収活動を支援します。

製造・販売事業者が回収している携帯電話、小型充電式電池、ボタン電池などの回収についても広く区民に周知します。また、インクカートリッジについては、本区は、里帰りプロジェクトに参加し、回収に協力しています。

法律でリサイクルが義務付けられているパソコンや家電製品4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）についても引き続き区民周知に努めます。

使い捨てプラスチック製容器包装等の削減やマイボトル・マイバッグ運動への協力など、より広い観点から販売店や飲食店と連携・協力して消費者の意識・消費行動の変革を促すため、リサイクル協力店制度を見直します。

 - リサイクル協力店制度の見直し **【重点】**
- 使い捨てプラスチックの削減 **【重点】**

レジ袋の有料化などを踏まえ、マイバッグやマイボトルの使用を推奨します。衛生目的を中心に使い捨てであることが不可欠な用途には配慮しつつ、テイクアウト用容器などの使い捨てプラスチックを使用しないライフスタイルへの転換を促進します。

 - マイボトル・マイバッグ運動の実施
 - リサイクル協力店制度の見直し **【重点】**

(3) 分別排出の徹底

「燃やすごみ」「燃やさないごみ」の中に混入している「資源」の分別排出を徹底します。

取り組みの内容	
■ ごみ・資源の分別方法に関する冊子等の配布	区民向け冊子や啓発チラシを配布します。 <ul style="list-style-type: none">● 区民向け冊子「ごみと資源の分け方・出し方」（日本語版、多言語版）の作成・配布● ごみ出しカレンダーの全戸配布
■ 集合住宅管理者等への情報提供や協力の要請	排出状況のデータベース化を図り、マンションなどの管理者・管理人を直接訪問し、アドバイスを行うほか、啓発用チラシ等の各戸投函や掲示の依頼を行い、排出状況の改善を促進します。
■ 戸別収集の充実	平成28（2016）年1月から区内全域で実施しています。増加傾向にある集合住宅に対して、きめ細やかなごみ・資源の分別及び排出指導を行います。 <ul style="list-style-type: none">● ふれあい指導（戸別収集を生かした排出指導）の実施
■ ひと声収集の充実	戸別収集の特性を生かして、高齢者・障害者のみならず、妊婦などに対象者を広げるなど、「ひと声収集」を拡充し、地域の見守り機能の充実を図ります。
■ ICTを活用したごみの出し方等の周知【新規】	スマートフォンのアプリなどICTを活用し、ごみの出し方等の各種問い合わせに対応するなど、新たな視点による情報発信に努めます。
■ 雑がみの資源化の推進	雑がみの分別排出を強化するため、まず、資源であることの周知を行うとともに、排出するまでの一時的な保管の仕方や回収方法の普及啓発を行います。また、リサイクルの流れが身近に感じられるような周知に努め、ごみの減量を図ります。 集団回収事業者や事業系の資源回収事業者に対して回収等の協力を要請します。

(4) 資源回収の充実

集積所回収、拠点回収、集団回収といった資源回収の継続と充実を図ります。また、プラスチック類の資源化を推進するため、容器包装リサイクル法等に基づく分別収集の導入の検討を行うなど、さらなる資源リサイクルの推進を図ります。

取り組みの内容

■ 区による資源回収の推進

古紙、びん・缶、ペットボトル等の集積所回収、古布、ビデオテープ類、乾電池等の拠点回収、教育回収を推進します。

- 集積所回収の推進
- 拠点回収の推進
- 教育回収の実施

■ 燃やさないごみ・粗大ごみの資源化の推進

令和元（2019）年8月から燃やさないごみの全量を対象に資源化を開始しました。資源化率90%以上を維持します。

粗大ごみについては、ピックアップ回収に加え、区民持ち込みによる中型家電*等の資源化を行い、粗大ごみの減量を図ります。

- 燃やさないごみの資源化の実施
- 粗大ごみの資源化の実施 【新規】

■ プラスチックごみの資源化の推進 【重点】 【新規】

ごみの減量さらには環境負荷の低減にも寄与することから、今後の法改正等の動向を注視し、収集・運搬体制や中間処理施設を含めた処理ルート of 構築を行います。また、分別排出について区民へ丁寧な説明を行い、資源化の実施に向け準備を進めます。

■ 新たな資源リサイクル等に関する検討 【新規】

新しい技術によってリサイクル可能となった品目について、区等で回収可能か継続的に検討します。

また、事業者等によるプラスチック容器のローカルデポジット*の導入などを区で支援していくことも検討します。

■ 集団回収の促進

集団回収活動に対する支援を継続するとともに、回収活動の負担軽減を図るためにポイント型集団回収の導入の勧奨を図ります。また、単独で集団回収に参加できない中小規模のマンションが、町会と協力して集団回収に資源を出すことができるよう、支援をしていきます。さらに、回収事業者の支援策として、再生資源の流通価格が基準額を下回る場合には、通常の支援金に加算措置を講じるなど、集団回収の継続的な活動を支援します。

(5) 事業者に対する排出指導

事業活動に伴って発生したごみ・資源は、排出者が自らの責任で適正に処理することが法律で定められています。

区は、排出事業者に対する情報提供や助言等を通じて事業系ごみの減量と資源化の促進を図ります。

取り組みの内容

■ 事業用大規模建築物における排出指導の実施

延べ床面積 1,000 m²以上の事業用建築物の所有者に対して「廃棄物管理責任者の選任と届出」と「再利用計画書の作成と提出」を義務付け、廃棄物管理責任者への講習会や立入検査を実施し、ごみの減量や適正処理についての助言や指導を行います。

事業系のごみ・資源の排出状況は、業種や規模によって様々です。本区の廃棄物に関する知識と経験を蓄積し、きめ細やかな排出指導を継続的に行う仕組みを作ります。

- 事業用大規模建築物の所有者への立入指導
- 廃棄物管理責任者講習会の実施
- 事業用大規模建築物所有者等への顕彰

■ 中小規模の事業者に対する排出指導や支援の実施

届出義務のない事業者に対しても排出指導基準の見直しを含め、排出状況の実態を詳細に把握できる仕組みを検討します。

小規模事業所による事業系有料ごみ処理券を用いた排出については、民間処理業者による収集への移行も含め、戸別収集の利点を生かした効果的な助言ができる仕組みを検討します。

事業所から排出される少量の資源のリサイクルを促進するため、台東リサイクル事業協同組合が実施している台東オフィスリサイクルシステムを支援します。

- ふれあい指導（戸別収集を生かした排出指導）の実施
- 各種業界団体等との連携による助言等の充実
- 台東オフィスリサイクルシステムへの支援

(6) 排出者責任の徹底

自己処理責任の原則に基づき、事業系ごみ・資源の収集・処理を区の収集から民間処理業者によるものに移行することを促進します。また、小規模事業所が多い本区の特性を踏まえ、排出される資源の新たな回収ルートの構築について検討します。

取り組みの内容

- 小規模事業所によるごみと資源の回収システムの検討
日々の排出量が少量のため、民間処理業者と契約に至らない小規模事業所に対して、地域でとりまとめて回収するなどの体制をつくり、区収集から民間収集への移行を支援することを検討します。
- 民間処理業者の利用の促進
区収集を利用する小規模事業所に対し、収集時の「ふれあい指導」で適正な分別排出や民間処理業者の利用等を促します。
 - ふれあい指導（戸別収集を生かした排出指導）の実施
- 排出日量の見直し
区収集に排出可能な小規模事業所の排出量の基準について、実態に即した上限の見直しを検討します。



【廃棄物管理責任者講習会の様子】

3. 基本方針3 《安全で安定した適正処理を推進します》

廃棄物の処理・処分については、他区や清掃一組、東京都と連携を図り、環境負荷の少ない効率的な処理体制を確保します。

自然災害発生時においても平時から備えることにより、迅速かつ適切な災害廃棄物等の収集・運搬等に努めます。

また、新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大時においても、感染拡大防止策を講じて、安定した清掃事業を実施します。



(1) 環境負荷の少ない効率的な収集・運搬体制の確保

定期的な収集・運搬体制の見直しや収集・運搬車両のハイブリッド車等の導入により環境負荷低減に努めます。

取り組みの内容

■ 効率的な収集・運搬体制の構築

高齢化の進行や新型コロナウイルス感染症など社会的変化がもたらす廃棄物の発生場所や量、質の変化に対応するため、定期的に収集・運搬ルートを見直し、最適化を図ることにより、効率的な収集・運搬体制を構築します。

取り組みの内容

- 収集・運搬車両のハイブリット車等への転換
収集・運搬車両の買替時は、環境負荷低減のためハイブリット車等の導入を推進します。
災害発生時に大型の災害廃棄物の収集にも対応できる新小型ダンプ車の購入を検討します。
- 安定的な中間処理施設の維持
清掃一組と連携し、安定的な中間処理施設の維持を図ります。清掃工場の改修工事等の実施においては、ごみ量等の状況に応じて搬入先が変更されます。収集・運搬作業に影響が生じないよう清掃一組と調整を行うことにより、適切に対応します。
- 清掃事業関連施設の有効活用
東京都から清掃事業移管時に譲渡された区が保有する清掃事業関連施設については、今後のごみ量や資源化の状況、施設の状態などを見極め、計画的に更新等を検討します。検討にあたっては、事業の継続性を優先するほか、収集作業従事者の労働環境にも配慮します。
改修工事等の期間中においても収集・運搬作業が円滑に行えるよう、収集作業計画に十分配慮して対応します。

(2) 不法投棄等の防止

不法投棄や排出ルール違反などの不適正排出の防止に努めます。

取り組みの内容

- 不法投棄対策の強化
自宅の敷地等に不法投棄された場合には、自らが費用等を負担して処理しなければなりません。敷地の管理者等に不法投棄されにくい環境づくりの助言など、不法投棄や不適正排出の防止に係る普及啓発を実施します。
- 資源パトロールの実施
「子どもの安全巡回パトロール」と連携し、持ち去り行為の情報収集や監視などを行い、持ち去り防止の対策に努めます。また、集団回収の勧奨を行うことにより、持ち去り行為の抑止効果を高めます。

(3) 特殊な廃棄物等の適正処理の確保

家庭から排出された医療廃棄物や園芸用土といった特殊な廃棄物等の適正処理の確保を図ります。

取り組みの内容

■ 在宅医療廃棄物回収事業の支援

在宅医療に伴い排出される廃棄物のうち、使用済みの注射針の適正処理や事業者の自己回収ルートを構築するため、区内薬剤師会が実施する在宅医療廃棄物回収事業を支援します。

■ 園芸用土の回収の実施

「花の心プロジェクト」として、家庭で不要となった園芸用土を環境ふれあい館ひまわりなどにて回収します。

■ 危険性のある廃棄物の適正処理の推進

リチウムイオン電池使用製品など廃棄、収集・運搬する際に発火等の危険性のある廃棄物の適正な排出、分別、回収、処理などの啓発を強化します。



【園芸用土の回収の様子】

(4) 災害時等における廃棄物処理対策

「台東区地域防災計画」と整合を図り、地震や風水害により発生した災害廃棄物の迅速かつ適正な処理体制を整えるため、「台東区災害廃棄物処理計画」を策定します。また、国、東京都、他区や関係機関との相互協力・支援体制の強化を図ります。

新型コロナウイルス感染症が感染拡大する状況において、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（令和2（2020）年9月）にて示された市町村が取るべき措置等の内容を踏まえ、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理を行うことが重要です。

廃棄物処理は、基幹的な社会インフラです。新型コロナウイルス感染症への対応として、清掃・リサイクルシステムへの影響を把握し、これまでの経験や知見をもとに拡大防止策を講じ、事業の遂行に努めます。

さらに、新型コロナウイルス感染症のみならず、その他の多様な特性を持つ感染症を想定した対策の検討も行います。

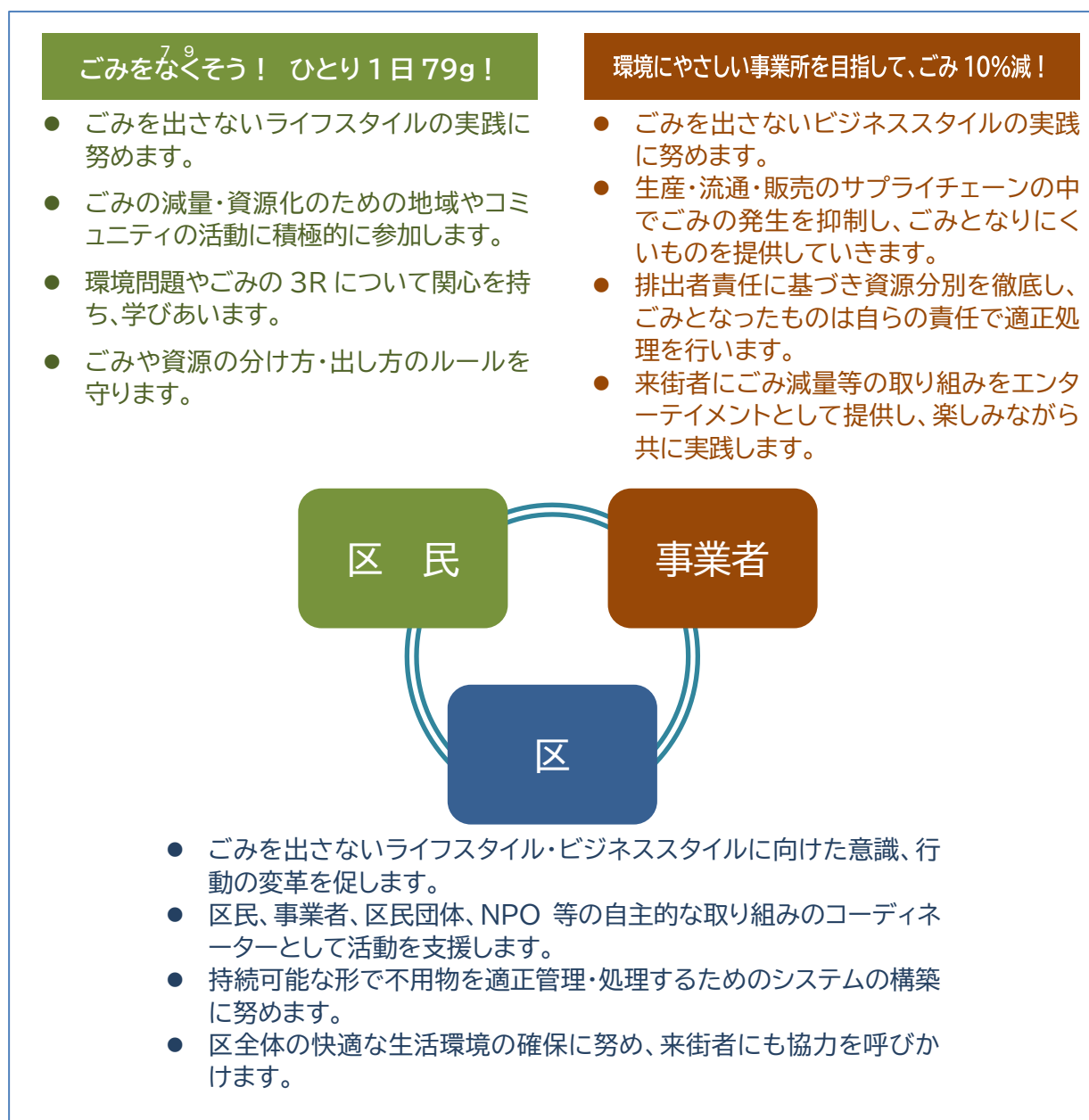
4. 区民・事業者・区の役割

基本理念のとおり、区民・事業者・区、そして来街者との協働により、さらなるごみの減量と安全で安定的な清掃事業を実施し、台東区らしい持続可能な循環型社会の実現を目指します。そのためには区民・事業者・区の各主体が連携し、それぞれの役割を果たしていくことが重要です。

区民の取り組みとして「**ごみをなく(79)そう！ ひとり1日79g!**」を新たな合言葉に、事業者の取り組みとして、前計画から引き続き「**環境にやさしい事業所を目指して、ごみ10%減!**」を合言葉に、目標達成を目指します。

区民・事業者・区に求められる主な役割は図表 42 のとおりです。

図表 42 区民・事業者・区に求められる役割



ごみ減量にチャレンジ！

ごみを減らす方法はさまざまです。例えば、

- 食べ残しをしたり、冷蔵庫で消費期限切れにしたりしない。
(ご飯1杯なら約150g、リンゴ1個は250~300gです)
- ペットボトルの代わりにマイボトル(水筒)を持ち歩く。
- シャンプーや洗剤などは、詰め替えできる製品を使う。

といった工夫でごみを減らすことができます。(p.39~p.42のグラフ横の例を参照。)



ほかにも、お店でばら売り・量り売りのものを選ぶ、まだ使える服や日用品をリサイクルショップやフリマアプリで売る、使い捨てではなく長く使える商品を買う、などちょっとした工夫の積み重ねが大切です。

とはいえ、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた「新しい日常」においては、持ち帰り食品の容器包装が増えるなど、衛生面や感染拡大防止の面から、どうしてもごみが増える場面もあるでしょう。出来るところから、無理のない範囲でチャレンジしてみましょう。

新しい「3R」の取り組み

コンビニコーヒーで、アイスコーヒー用のストローが紙製に変わり、「あれ？」と思われた方はいらっしゃるでしょうか。一部の大手コーヒーチェーンでは、テイクアウトのコーヒーを買う際にマイカップを持参すると、値引きをしてくれるサービスを始めました。いずれも、プラスチックごみを減らす(リデュース)という「3R」の取り組みです。

コーヒーといえば、蔵前地域はおしゃれなカフェが立ち並ぶコーヒーの街として人気です。

ここで令和2(2020)年5月、コーヒーの抽出かすや欠点豆などを有機質肥料にリサイクルするプロジェクトが始動しました。蔵前地域のカフェ、焙煎店、福祉作業所がプロジェクトに参加しています。できた肥料は企業の屋上緑化や家庭でのガーデニングで利用してもらい、地域みんなで持続可能な循環を生み出すことによって、「新しい日常」での地域コミュニティの一つのモデルとなることを目指しています。

身近なところでも新しい「3R」の取り組みが始まっています。



写真提供：KURAMAE +Coffee プロジェクト